

## 地域観光緊急支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて大きな影響を受けている観光産業を支援するため、長野県内在住者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）を対象とした宿泊旅行代金、日帰り旅行代金の割引を行う事業者、及び観光クーポンの配付により利用料金の割引を行う事業者に対し、支援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(事務取扱者)

第2条 長野県（以下、「県」という。）から委託を受けた「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(事業内容)

第3条 地域観光緊急支援事業（「県民支えあい 信州割 SPECIAL」事業。以下、「信州割」という。）は、県内在住者の宿泊旅行代金の割引（以下「宿泊割」という。）、日帰り旅行代金の割引（以下「日帰り割」という。）及び地域の観光事業者で使用できる観光クーポンを提供することによる利用料金の割引を実施するものとする。

(対象事業者)

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下、「対象事業者」という。）は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、対象事業者の指定後に速やかに事業実施が可能であることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示し、かつ「信州の安心なお店認証制度」の参加事業者受付開始後速やかに申請を行うとともに、「宿泊割」は、次の（1）から（3）のいずれかに該当する者（以下「宿泊割対象事業者」という。）、「日帰り割」は、次の（3）又は（4）に該当する者（以下「日帰り割対象事業者」という。）とする。

- (1) 令和3年3月1日において現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている長野県内の施設（以下、「宿泊事業者」という。）であり、宿泊時に宿泊者の居住地の確認、及び宿泊者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者。
- (2) 令和3年3月1日において現に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条第1項に規定する登録を受けている長野県内の施設（以下、「宿泊事業者」という。）であり、宿泊時に宿泊者の居住地の確認、及び宿泊者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者。
- (3) 旅行業法第3条に規定する登録を受けた事業者（以下、「旅行会社」という。）であり、長野県内に営業所を有し、長野県内の宿泊販売において相応の実績を持つと認められ、予約申込時に旅行者の居住地の確認、及び旅行者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者。
- (4) 過去3年に本要綱第5条（2）に掲げる県内交通事業者を利用した旅行商品（観光ガイドタクシー等を含む）の販売実績がある県内の公益的な団体であり、予約申込時に旅行者の居住地の確認、及び旅行者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者。
- (5) 長野県内の主に観光客が利用するアクティビティ・体験施設、土産物店、または飲食店を運営する事業者であり、当該観光クーポンを使って料金精算ができる者。また飲食店においては、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けている者。スポーツ・体験施設においては、必要な資格を取得し、事故発生時のバックアップ体制として、賠償責任保険・傷害保険の双方に加入している者。ただし、土産物店については、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店やコンビニエンスストアは対象外とする。その他は別表に記載のとおりとする。

- (6) 長野県内に事業所又は営業所がある交通事業者のうち、観光目的での利用に対して当該観光クーポン券を使って料金精算ができる者。(以下、本条(5)及び(6)の事業者は、「クーポン対象事業者」という。)

別表

対象となる施設種別	例示
<b>アクティビティ・体験施設</b>	
工芸体験	陶芸・ガラス・クラフト・ステンドグラス・彫刻・オルゴール・アクセサリー・紙すき 等
織物体験	機織り・藍染 等
乗り物体験	ボート・カヤック・自転車 等
料理体験	おやき・そば打ち・お菓子 等
アウトドアスポーツ体験	ラフティング・船下り・パラグライダー・気球・ハンググライダー・川下り・釣り堀・BBQ、ボルダリング・トランポリン・マウンテンバイク・乗馬・キャンプ場 等
レジャー施設	マレットゴルフ・パターゴルフ・ゴルフ場・リフト・ゴンドラ 等
果物狩り・観光農園	さくらんぼ狩り・ブルーベリー狩り・野菜の収穫体験 等
博物館等	博物館・美術館・動物園・テーマパーク(遊園地) 等
日帰り温泉施設	日帰り温泉施設・施設内土産物店 等
リゾートテレワーク体験	コワーキングスペース・宿泊施設等のワークスペース 等
<b>土産物店</b>	
土産物店	土産物店・伝統工芸品等の販売店・道の駅 等
<b>飲食店</b>	
飲食店 ※主として観光客が利用する飲食店	飲食店・料理店・喫茶店・和洋菓子店(イートインスペースを保有する施設)・居酒屋
<b>交通事業者</b>	
交通事業者 ※主として観光目的で利用するものに限る	バス(例:観光施設割引付き乗車券)、タクシー(例:行先が観光地、旅館等であること)、レンタカー(例:観光目的で利用するもの)、鉄道(例:観光目的で利用する観光列車)

(支援金対象経費)

第5条 支援対象経費については、県内在住者が長野県内に1泊以上する**県内**の宿泊旅行代金及び県内在住者が利用する日帰り割対象事業者が販売する日帰り旅行代金(観光ガイドタクシー利用料等を含む)とする。ただし、日帰り割の対象は次の(1)から(3)のいずれにも該当するものに限る。なお、当該事業者は、感染対策を徹底すること。

- (1) 県内旅行であること。
- (2) 以下に掲げるいずれかの県内交通事業者を利用した商品であること。
  - (ア) 県内に営業所のある一般乗合旅客自動車運送事業の許可事業者、または一般貸切旅客自動車運送事業の許可事業者(バス会社)
  - (イ) 県内に営業所のある一般乗用旅客自動車運送事業の許可事業者(タクシー会社)
  - (ウ) 県内に営業所のある鉄道会社

(3) 県外を経由しないもの。ただし、県内目的地に行くために、県外を経由するしか方法がない場合には認めるものとする。

- 2 宿泊割の上限泊数は、一社あたり（宿泊事業者は一施設あたり、複数の支店がある旅行会社は一支店あたり）1,200人泊とする。日帰り割の上限数は、一社（一団体）あたり1,200人分とする。
- 3 観光クーポン対象経費は、対象事業者においてアクティビティ・体験、土産物の購入、飲食、及び交通費等の料金を割り引くものとする。
- 4 対象事業者は、本事業の対象であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。
- 5 第1項及び第3項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。
  - (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
  - (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
  - (3) 旅行（体験・飲食含む）催行の実現性が低いと判断されるもの
  - (4) 国が実施するGoToトラベル事業で割引されたもの
  - (5) 県が実施する「信州の宿 県民応援前売割」事業で割引されたもの
  - (6) 県が実施する「安全・安心な修学旅行等サポート」事業の交付を受ける旅行のうち、日帰り旅行に係るもの（宿泊旅行については本事業の対象となる）
  - (7) 観光を主たる目的としていない旅行に係るもの
  - (8) その他、県及び事務局が不適当と認めるもの

（旅行代金の支援金額）

第6条 旅行代金の支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 旅行代金が1人あたり10,000円以上の場合1人1泊あたり5,000円
- (2) 旅行代金が1人あたり5,000円以上10,000円未満の場合1人1泊あたり2,500円
- 2 旅行代金の割引とセットになった観光クーポンについては、1人1割引あたり2,000円とする。
- 3 宿泊割における支援金の上限泊数は、一人1宿泊旅行あたり2泊までとする。

（割引対象者）

第7条 旅行代金の割引を行う対象者は、同居する県内在住者（1名の利用も含む）であり、県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示などの感染防止対策への協力が得られる者に限る。

ただし、7月26日（月）以降の新規予約分からは、宿泊割については1室2名以下（未就学児は同室者として扱わない）の県内在住者、日帰り割については少人数で旅行する長野県在住者も対象とする。

（支援金交付対象期間）

- 第8条 宿泊割の対象となる期間は、令和3年6月18日（金）宿泊分から令和3年12月28日（火）までの宿泊分のうち、令和3年6月18日（金）から10月31日（日）までに予約された新規の予約分に限る。
- 2 日帰り割の対象となる期間は、令和3年6月22日（火）から令和3年12月28日（火）までの日帰り旅行催行分のうち、令和3年6月22日（火）から10月31日（日）までに予約された新規の予約分に限る。
  - 3 今後の感染状況によっては、事業の中止や対象期間を見直すことがあるものとする。また、予算の上限に達した場合には、上記の期間に関わらず、本事業を終了するものとする。

（クーポン交付対象期間）

第9条 本事業の観光クーポンの対象期間は、チェックイン日からチェックアウト日まで（日帰り旅

行の場合は、当日のみ)とする。なお、対象期間については、対象事業者が記載するものとし、対象期間の記載がないクーポン券については、無効とする。

(対象事業者登録申込)

第10条 対象事業者となろうとする者は、次の書類を事務局へ提出するか電子申請登録をすることとする。ただし、クーポン対象事業者については、「信州の宿 県民応援前売割事業」に参画している事業者は、本事業に参画できるものとする。

区分	申請書類
宿泊割対象事業者	・地域観光緊急支援事業 対象事業者指定申込書 (様式第1号の1)
クーポン対象事業者	・地域観光緊急支援事業 対象事業者指定申込書 (様式第1号の2) (クーポン対象事業者用)
日帰り割対象事業者	・地域観光緊急支援事業 対象事業者指定申込書 (様式第1号の3)

(対象事業者の指定の通知)

第11条 事務局は、対象事業者指定申込内容を確認の上、対象事業者を登録し、地域観光緊急支援事業 対象事業者登録完了通知書 (様式第2号の1 : 宿泊割対象事業者 様式第2号の2 : クーポン対象事業者 様式2号の3 様式2号の3 : 日帰り割対象事業者) により対象事業者に通知する。

2 申請書類を審査した結果、対象事業者の登録を行わない場合には、登録しない旨を通知する。

(支援金の交付条件)

第12条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 対象事業者は、支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 旅行商品、宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者へ優先販売を禁止すること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (6) 支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。
  - (ア) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (イ) 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 対象事業者は、前号の (ア) から (キ) までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

(取組の中止)

第13条 県、及び事務局は、対象事業者登録完了通知後に、次に掲げる事由により、対象事業者に対し様式第3号により事業の中止を通知することができる。

- (1) 対象事業者が第12条の規定に反する等、本要綱の規定に違反した場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、旅行者、県民の安全に重大な支障が生じる恐れがあると県が判断した場合
- (3) その他の事由により、県が中止と判断した場合

(実績報告)

第14条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、次に掲げる書類を、令和4年1月21日(金)までに事務局に提出することとする。ただし宿泊割対象事業者及び日帰り割対象事業者で、電子申請をする場合には、実績報告書(様式第4号-1または第4号-2)は不要とする。

- (1) 信州割 実績報告書(様式第4号-1:宿泊割対象事業者用、様式第4号-2:日帰り割対象事業者用)
- (2) 信州割 実績内訳シート(様式第5号-1:宿泊割対象事業者(宿泊事業者)、様式5号-2:宿泊割対象事業者(旅行会社用)、様式5号-3:日帰り割対象事業者用)
- (3) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類  
宿泊割対象事業者(宿泊事業者):「県民支えあい 信州割SPECIAL(宿泊割)」割引確認書(様式第6号-1)  
宿泊割対象事業者(旅行会社):宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類、宿泊旅行販売における領収証の写し等割引内容及び旅行内容が分かるもの(任意様式)  
日帰り割対象事業者:「県民支えあい 信州割SPECIAL(日帰り割)」割引確認書(様式第6号-2)及び旅行商品の内容が分かるもの(商品パンフレットやWEB案内画面キャプチャー等旅行の行程が分かるもの)
- (4) 利用済みクーポン券(原本):クーポン対象事業者)
- (5) その他事務局が必要と認めるもの

(支援金の請求)

第15条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて次に掲げる書類を令和4年1月21日(金)までに提出することとする。ただし、宿泊割対象事業者及び日帰り割対象事業者で、電子申請をする場合には、請求書(様式第7号)の提出を不要とする。

- (1) 信州割 支援金請求書兼委任状(様式第7号)
- (2) 観光クーポン換金用伝票(別添様式:クーポン対象事業者)

(支援金の支払等)

第16条 事務局は、第15条の規定による支援金の請求があった場合、第14条第1号から第5号に掲げる書類、または観光クーポン券の内容及び枚数を照合し、請求内容を確認のうえ、適正な請求書または換金用伝票を受理したときは、すみやかに対象事業者に支援金を支払うものとする。

(状況報告及び調査)

第17条 県及び事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

(支援金の支払停止)

第18条 県は対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第19条 県は対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、県が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第20条 事務局及び対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

2 観光クーポンは、転売してはならない。

(雑則)

第21条 県は、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

2 この要綱に定めのない事項が発生した場合、県と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する

この要綱は、令和3年6月10日から施行する

この要綱は、令和3年6月16日から施行する

この要綱は、令和3年7月21日から施行する

なお、この改正前の従前様式により取り扱ったものは、改正後の様式により取り扱ったものとみなす。